



## 第6章 紛失金の請求手続き

### 第18条（給付金の請求）

- 契約者が給付金の支払いを受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうちペットライフジャパンが求めるものを提出しなければなりません。またペットライフジャパンは別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- 契約者または給付金を受け取るべき者が前項の書類を提出しなかつたとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、給付金を支払いません。
- 契約者が給付金の支払いを受けようとするときは、治療が終了した場合または動物病院を転院した場合には、その後30日以内に給付金請求手続きをしなければなりません。同一の原因により同一の動物病院に継続して通院中の場合には、1年内に請求手続きをしなければなりません。これらの請求期限を超えた場合、給付金を支払いません。

### 第19条（ペットライフジャパンの指定獣医師による診察等の要求）

- ペットライフジャパンは契約者より事故の通知もしくは給付金の請求を受けた場合、必要に応じて、指定する獣医師による加入動物の身体の診察または死体の検査を求めることができます。またその費用はペットライフジャパンで負担します。
- 前項の規定によるペットライフジャパンの申出について、正当な理由がなくこれを拒んだときは、給付金を支払いません。

### 第20条（給付金の支払い）

ペットライフジャパンは、契約者または給付金を受け取るべき者が第18条（給付金の請求）の規定による手続きをし、受領した日からその日を含めて30日以内に給付金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅延なく給付金を支払います。

## 第7章 その他

### 第21条（契約の継続）

- 期間の満了に際し、契約を継続する場合において、契約申込書に記載した事項および証券に記載された事項に変更があったときは、契約者は更新日30日前までにこれをペットライフジャパンに告げなければなりません。この場合の告知に関する第10条（告知義務）の規定の適用については、第10条の規定中「契約締結の際」とあるのは「契約継続の場合」と、第10条規定中「契約申込書の記載事項」とあるのは「契約申込書に記載した事項および証券に記載された事項」と読み替えます。
- 契約継続の場合には、新たに証券を発行しないで、従前の証券をもってこれに代えることができます。

### 第22条（掛金または給付金の変更）

- ペットライフジャパンは、理事会の決定により、各共済に関する掛金または給付金の変更を行うことができます。ペットライフジャパンは、かかる変更につき、ホームページに公表することをもって契約者がかかる変更を知りうる状態におき、契約者は契約更新時にホームページにて最新の掛金・給付金等を確認のうえ契約継続の可否を判断することとします。
- 前項による変更後の掛金または給付金は、前項のペットライフジャパンの通知または公表の後30日後以降に更新される各共済に関する契約につき、順次当該更新後に適用されるものとします。
- 第1項により変更された掛け金または給付金につき同意できない契約者は、変更後の掛け金または給付金が適用される7日前までにペットライフジャパンに書面により通知することにより契約を解除することができます。

### 第23条（裁判管轄）

この契約に関する訴えの管轄は東京地方裁判所とします。

### 第24条（準拠法）

本約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

### 第25条（定めのない事項）

本約款に定めのない事項については、ペットライフジャパンが定めるところによるものとします。

## 別表1

短期割率は、下記割合とします。

|       |      |        |       |
|-------|------|--------|-------|
| 1ヶ月まで | 8%   | 7ヶ月まで  | 5.8%  |
| 2ヶ月まで | 1.6% | 8ヶ月まで  | 6.6%  |
| 3ヶ月まで | 2.5% | 9ヶ月まで  | 7.5%  |
| 4ヶ月まで | 3.3% | 10ヶ月まで | 8.3%  |
| 5ヶ月まで | 4.1% | 11ヶ月まで | 9.1%  |
| 6ヶ月まで | 5.0% | 12ヶ月まで | 10.0% |

## 別表2

|                                  |
|----------------------------------|
| 1. 紛失金請求書                        |
| 2. 動物病院発行の診療明細書または診療計算書          |
| 3. 証券                            |
| 4. ペットライフジャパンの定める傷病状況報告書         |
| 5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書    |
| 6. 死亡診断書または死体検査書                 |
| 7. 傷病の程度または手術の内容を証明する獣医師の診断書兼同意書 |
| 8. 動物病院のカルテのコピー                  |

## 予防特約給付金特別約款

### 第1条（ペットライフジャパンの支払い責任）

ペットライフジャパンは予防サポート特約の加入動物が予防措置を受けたときに、その予防措置に対して、別途定める金額・範囲内において、この約款に従い予防特約給付金を支払います。

### 第2条（予防特約給付金を支払わない場合）

ペットライフジャパンは普通約款の免責事項に加え、次の各号に掲げる事由に関しては予防特約給付金を支払いません。

- 予防措置以外のもの
- 契約期間以外の期間に受けた予防措置費用
- 予防措置費用を超える金額
- 契約者が事実を告げなかつたとき、もしくは不実のことを告げたとき
- 日本国外での予防行為

### 第3条（契約の無効）

契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあつたときは、契約は無効とします。

- 契約に関し、契約者に詐欺の行為があつたとき。
- 契約者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。
- ペットライフジャパンがこの契約を無効とする相当の理由があると認めた場合。

### 第4条（掛金の請求・返還）

- 予防特約の年額掛金の払い込みを完了する前に、予防特約給付金を支払うべき事由が生じた場合、あるいは契約者の申し出により契約を解除する場合は、契約者は未払込分割掛金の全額を一時に払い込まれなければなりません。
- 予防特約給付金を受ける前に、契約者の自己都合による解約および失効が生じた場合は、既に払い込まれた予防特約掛金を返還しません。

### 第5条（予防特約給付金の請求）

- 加入動物が第1条（ペットライフジャパンの支払い責任）の予防措置を受けたときは、契約者は、その予防措置の日からその日を含めて30日以内に予防内容、予防種類、予防実費、および予防を受診した動物病院をペットライフジャパンに給付金請求書で通知しなければなりません。この請求期限を超えた場合は、ペットライフジャパンが認めた場合を除き、給付金を支払いません。

- ペットライフジャパンは必要に応じて別表3に掲げる書類の提出を求めることが出来ます。契約者がペットライフジャパンによって求められた所定の書類を提出しなかつたとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、予防特約給付金を支払いません。

### 第6条（予防特約給付金の支払い）

ペットライフジャパンは、契約者または給付金を受け取るべき者が第5条（予防特約給付金の請求）の規定による手続きをし、受領した日からその日を含めて30日以内に給付金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅延なく給付金を支払います。

### 第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

## 別表3

- 予防措置を受けたことを証明する書類
- 予防の内容を証明する獣医師発行の書類